

10150-1700

令和8年4月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県教育委員会

事務の補助執行について（回答）

令和8年3月31日付け21300-1366で協議のあった標記については、
異議ありません。

（文書取扱 教育庁教育政策課）

21300-1366

令和8年3月31日

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣



事務の補助執行について（協議）

当職の所管する下記の事務を貴委員会の執行機関の管理に属する機関の職員に補助執行させたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により協議します。

記

1 補助執行させる事務

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）に基づく知事の権限に属する下記(1)の事務のうち(2)の信託に係る事務とする。

(1) 対象事務

- ア 公益信託の認可に関すること。
- イ 公益信託の併合等に関すること。
- ウ 公益信託の監督に関すること。

(2) 対象信託

補助執行させる対象信託は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務に関する事項を目的とする公益信託とする。

2 補助執行させる職員

補助執行させる職員は、教育庁の職員とする。

3 補助執行事務の処理手続

補助執行事務の処理手続は、次のとおりとする。

(1) 貴委員会の補助執行させる職員に専決させることとなる事務は、1(1)に掲げる全ての事務とする。ただし、次に掲げる事務については、総務部総務課長の合議を受けるものとする。

- ア 公益信託認可に関すること。
- イ 変更の認可に関すること。
- ウ 信託の併合又は信託の分割に関する認可に関すること。
- エ 勧告又は命令に関すること。
- オ 認可の取消しに関すること。
- カ 不服申立てに対する裁決又は決定に関すること。

(2) (1)のほか、補助執行事務の処理について必要な事項は、協議の上別に定めるものとする。

（文書取扱 総務課）

知事の権限に属する事務（公益信託）の補助執行について

1 公益信託

委託者が受託者に公益目的のために財産を託し、受託者が公益活動を行う制度

2 公益信託制度の改正

公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）第 2 条第 1 項により、公益信託が効力を生じるためには、「主務官庁」の許可を得る必要があるところ、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成 4 年政令第 162 号）第 1 条により、受益の範囲が一つの都道府県に限られる公益信託については、「都道府県知事」及び「都道府県教育委員会」が公益信託の事務を行うこととされている。

しかし、令和 6 年に公益信託ニ関スル法律が全部改正され、令和 8 年 4 月 1 日から公益信託に関する法律が施行されることに伴い、現在の主務官庁による許可・監督制度から行政庁（都道府県の場合は、都道府県知事）が公益信託を認可・監督する仕組みへと変わる。

3 知事からの協議

新公益信託制度の施行後、知事の権限に属することになる公益信託に係る事務のうち、教育に関する公益信託に係る事務について、令和 8 年 3 月 31 日付けで、知事から教育委員会に対して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定による補助執行の協議があった。

(1) 補助執行させる事務

公益信託の認可、併合等及び監督に関する事務のうち、教育に関する公益信託に係る事務

(2) 補助執行させる職員

教育庁の職員

4 対応

教育に関する公益信託については、これまで教育委員会が所管してきたところであり、引き続き、教育委員会が、専門的見地にに基づき、教育に関する公益信託の事務を行うことが望ましいと考えられることから、知事に対して、異議がない旨を回答する。

5 補助執行開始日

教育委員会から知事に対して、異議がない旨を回答した日